

域外源泉所得非課税制度（FSIE）の改正案について

1. 域外源泉所得非課税制度（FSIE）の改正案について

域外源泉所得非課税制度（FSIE）の改正案が2023年10月13日に官報公告に掲載され、2024年1月1日から施行されます。もともとEUの要請に応える形で2023年1月1日からFSIEの改正案が施行されていますが、施行直前の2022年12月にEUが最新のFSIEガイダンスを公布したため、今回それに沿った再改正案が策定されることとなりました。今回の改正案の概要は以下の通りです。

➤ 対象範囲の拡大

改正法案では、売却益の対象範囲が拡大され、株式だけでなく、動産・不動産を問わずあらゆる種類の資産の売却による域外源泉所得を含めるとしています。なお、売却益は売却した資産の性質に応じてIP売却益及び非IP売却益に分類されますが、EUは非網羅的なアプローチを採用しなければならないとしているため、改正案は対象資産の明確なリストを定めていません。

- IP 売却益：知的財産（発明、著作物、商標など）の売却益
- 非 IP 売却益：知的財産以外の売却から得られる利益（株式売却益を含む）

➤ 取引業者（トレーダー）に関する適用除外

多国籍企業の取引業者としての事業から生じる、またはそれに付随する域外源泉の非IP売却益は、FSIE税制の範囲から除外されます。ここでの取引業者とは、企業の通常の業務において資産を売却するまたは売却を申し出る企業と定義されます。例えば、香港において証券取引業を営む多国籍企業が外国株式取引所を通じて外国株式を取得し、売却して得た域外源泉の処分益は、多国籍企業の証券取引事業から得られたものであり、特定域外源泉所得の範囲から除外されることになります。

➤ 売却益に対するグループ内譲渡の軽減措置

改正案では、以下の全ての条件を満たす場合のグループ内譲渡において、香港で受け取った域外源泉所得に対する課税が、グループがその資産を手放す時まで延期されることになります。

- (a) 売却企業が、香港において売却益となる特定域外源泉所得を受領した場合
- (b) 利益が生じた売却がグループ内譲渡である場合
- (c) 対象となる売却に関連する資産が個人ではなく企業によって取得される場合
- (d) 売却企業と取得企業の両方が、売却時に法人税が課税される場合

売却企業と取得企業が以下のどちらかを満たす場合、両者は関連者であるとみなされグループ内譲渡と取り扱われます。

- 一方の企業が他方の企業の直接的または間接的な受益権の 75%以上を有するか、または他方の企業の議決権の 75%以上を直接または間接的に行使もしくは支配する権利を有する場合
- 第三の企業が、両社それぞれの直接または間接的な受益権の 75%以上を有するか、またはそれぞれの議決権の 75%以上を直接または間接的に行使もしくは支配する権利を有する場合

これらの措置の濫用防止の為、売却後 2 年以内に、売却企業または取得企業が香港内国歳入法に基づく法人税の課税対象でなくなった場合、売却企業及び取得企業が関連者でなくなった場合等には、グループ内譲渡による軽減措置は適用されなくなります。

➤ 資産の売却益に関する経済的実体要件の充足に関する意見書

今回の改正法案で売却益の対象が拡大されたことに伴い、多国籍企業は自社が経済的実体要件に準拠しているのかどうかについて、法案制定前まではコミッショナーの意見書を申請することができます。企業が域外源泉の利子・配当及び持分の売却益に関して、経済的実体要件への準拠に関する肯定的な意見を既に取得している場合、2024 年 1 月 1 日以降に発生する追加資産からの売却益も対象として、取得した意見の範囲を拡大することを申請することができます。改正法案が可決及び施行された後は、この意見書の申請及び拡大に関する経過措置は廃止され、経済的実体要件の準拠に関しては事前裁定（税務局に対する有料の事前確認制度）を申請して確認することになります。

2. 法人税申告期限の延長について

香港税務局は 2023 年 10 月 25 日、Code M（決算日が 1 月～3 月）の法人について、2022/23 年度の法人税申告期限を 11 月 15 日から 11 月 29 日まで延長すると発表しました。

香港税務局は、申告期限は延期したもの、できる限り早めに申告書を提出することを勧めています。

会社の決算期	本来の税務申告期限	2022/23 年度の申告期限
1月～3月 (Code M)	2023年 11月 15 日	2023年 11月 29 日

3. 施政方針演説について

香港政府トップの李家超（ジョン・リー）行政長官は2023年10月25日、就任後2回目となる施政方針演説を行いました。

株式取引にかかる印紙税率を0.13%から0.10%に引き下げる方針を表明し、11月末をめどに税率改定の手続を完了したいとしています。同印紙税は株式取引の売り手と買い手の双方に同じ税率で課されるため、合計の税率は0.26%から0.20%に引き下げられることになります。香港政府は2021年に税率を売り手と買い手各0.10%から0.13%に引き上げており、今回の改定は2年前の税率に戻す形となりました。

また、少子高齢化の問題に取り組む姿勢も強調しており、具体的には、これから生まれる子ども1人につき2万香港ドルの出産一時金を給付する制度が発表されました。ただし、一時金給付の対象となるのは、両親の少なくとも一方が香港永住資格を持っている場合に限られます。加えて2024/25年度からは、10月25日以降に生まれた最初の子どもが18歳になるまで、その住居に対する納税者の家賃控除または住宅ローン控除の上限を、通常の10万香港ドルから12万香港ドルに引き上げることも発表されています。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓 1629A-30室

電話 : +852-2156-9698

担当 : 山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。